

有資格者対象
「クレーン機能を備えた車両系建設機械の
クレーン部分に係る定期自主検査安全教育」
実施のご案内

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。クレーン機能を備えた油圧ショベルの場合、油圧ショベルの部分に関しては特定自主検査を、また、油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分に関しては定期自主検査を各々行わなければならないこととなります。うち、移動式クレーンの定期自主検査は、基発第546号労働省労働基準局長通達「**移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育について**」に基づく安全教育を修了した者が実施することとされています。

今回、当該機械の特定自主検査有資格者に対して特定自主検査と建機付属クレーン部分の定期自主検査が同時に行うことができるように、「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

1. 日 時 令和8年7月24日(金) 午後1時～午後5時
2. 場 所 奈良県電気工事工業協同組合講習室 奈良市三条桧町29-3(奈良県支部)
3. 受講対象者
 - イ. 特定自主検査 事業内検査者(整地・運搬・積込み・掘削及び解体用)
 - ロ. 特定自主検査 検査業所属検査者(整地・運搬・積込み・掘削及び解体用)
4. 受講料 8,800円【テキスト代・消費税10%を含む】
5. 研修内容
 - (1) 移動式クレーン定期自主検査の意義
 - (2) 移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識
 - (3) 移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識
 - (4) 移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識
 - (5) 移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識
 - (6) 関係法令及び災害事例
6. 申 込 下記書類を整え、8月4日(月)までにお申込み下さい。
 - (1) 定期自主検査者安全教育受講申込書
 - (2) 特定自主検査者の資格を証明する修了証又は証書の写し
7. 受講料振込先 南都銀行 大宮支店 普通 430120 (公 社)建荷協 奈良県支部 シヤ) ケンニキョウ ナラケン シブ
8. そ の 他
 - (1) 申込み後の取消しは講習開始日の5営業日前(土日祭日を除く)迄は取消費用の発生はありません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は全額を頂きます。
 - (2) 受講者が5名以下の場合は、研修を中止することがあります。



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会 奈良県支部

〒630-8124 奈良市三条桧町 29-3 TEL:0742-93-5181 FAX:0742-93-5181